

議第 34 号

## 下呂市障がい者支援施設設置条例を廃止する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山内 登

### 提 案 理 由

障がい者の相談及び就労支援を目的とする当該施設は、相談機能の他所への移転や、市内の就労支援事業所の増加による選択肢の広がりを受け、現在は特定の利用者に対する就労支援が主な役割となっており、広く住民の利用に供される公の施設の運用から、現在の支援機能を維持したまま実態に即した運営体制へ移行するため、当該条例を廃止するもの。

## 下呂市障がい者支援施設設置条例を廃止する条例

下呂市障がい者支援施設設置条例（平成19年下呂市条例第18号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市障がい者支援施設設置条例を廃止する条例要綱

#### 1. 廃止理由

障がい者の相談及び就労支援を目的とする当該施設は、相談機能の他所への移転や、市内の就労支援事業所の増加による選択肢の広がりを受け、現在は特定の利用者に対する就労支援が主な役割となっており、広く住民の利用に供される公の施設の運用から、現在の支援機能を維持したまま実態に即した運営体制へ移行するため、当該条例を廃止するものです。

#### 2. 概要

(1) 下呂市障がい者支援施設設置条例を廃止します。

(本則関係)

(2) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)